

通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る
緊急対策に関するワーキングチーム（改定案）

令和3年8月4日
令和5年4月 日改定
交通対策本部長決定

- 1 通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策（以下「緊急対策」という。）を着実に推進していくため、関係省庁の局長級をメンバーとするワーキングチームを設置し、フォローアップを行うこととする。
- 2 ワーキングチームは、以下のとおり設置することとする。議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
 - (1) 緊急対策全般に係るワーキングチーム（通学路における合同点検部分を除く）
 - 議長 内閣府政策統括官（政策調整担当）
 - 構成員 こども家庭庁成育局長
 - 警察庁交通局長
 - 文部科学省総合教育政策局長
 - 国土交通省総合政策局長
 - 国土交通省道路局長
 - 国土交通省自動車局長
 - (2) 通学路における合同点検に係るワーキングチーム
 - 議長 こども家庭庁成育局長
 - 構成員 内閣府政策統括官（政策調整担当）
 - 警察庁交通局長
 - 文部科学省総合教育政策局長
 - 国土交通省総合政策局長
 - 国土交通省道路局長
 - 国土交通省自動車局長
- 3 議長は、ワーキングチームを主宰する。
- 4 構成員は、各省庁における対策の進捗状況及び検討成果等をワーキングチームにおいて報告するものとする。

- 5 ワーキングチームの庶務は、2の(1)については内閣府、2の(2)についてはこども家庭庁において処理するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。